

予 算 決 算 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

令和3年(2021年)3月25日

宇部市議会議長 射 場 博 義 様

予算決算委員長 笠 井 泰 孝

記

事件の番号	件 名	議決の結果	議 決 の 理 由
議案第1号	令和3年度宇部市一般会計予算	原案可決	市政執行上、妥当な予算措置と認めた。
議案第2号	令和3年度宇部市公共用地造成事業特別会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第3号	令和3年度宇部市食肉センター事業特別会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第4号	令和3年度宇部市介護保険事業特別会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第5号	令和3年度宇部市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第6号	令和3年度宇部市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第7号	令和3年度宇部市中央卸売市場事業特別会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第8号	令和3年度宇部市地方卸売市場事業特別会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第9号	令和3年度宇部市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第10号	令和3年度宇部市水道事業会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第11号	令和3年度宇部市下水道事業会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第12号	令和3年度宇部市交通事業会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議 決 の 理 由
議案第13号	令和2年度宇部市一般会計補正予算(第10回)	原案可決	歳出については、国の補正予算を活用して実施する新型コロナウイルスワクチン接種経費やプレミアム付商品券事業のほか、実施見込みに合わせ、退職手当、介護保険事業会計繰出金等を増額補正するとともに、特別定額給付金事業経費や本庁舎建設事業費等を減額補正し、歳入については、歳出に伴う国・県支出金、市債などのほか、収入見込額に合わせ、市税、地方消費税交付金、使用料及び手数料等を補正し、また、補正財源の一部として、財政調整基金繰入金を補正するもので、必要やむを得ないものと認めた。
議案第14号	令和2年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算(第3回)	原案可決	歳出については、保険給付費及び予備費を補正し、歳入については、国・県支出金、支払基金交付金及び繰入金を補正するものであり、必要やむを得ないものと認めた。
議案第15号	令和2年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3回)	原案可決	歳出については、保健事業費を補正し、歳入については、県支出金、繰入金及び諸収入を補正するものであり、必要やむを得ないものと認めた。
議案第16号	令和2年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)	原案可決	歳出については、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金を補正し、歳入については、国庫支出金及び繰入金を補正するものであり、必要やむを得ないものと認めた。
議案第17号	令和2年度宇部市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)	原案可決	歳出については、農業集落排水費を補正し、歳入については、市債を補正するものであり、必要やむを得ないものと認めた。
議案第18号	令和2年度宇部市水道事業会計補正予算(第2回)	原案可決	収入及び支出額を実施見込みに合わせて補正するものであり、必要やむを得ないものと認めた。
議案第19号	令和2年度宇部市下水道事業会計補正予算(第2回)	原案可決	国の補正予算を受け関係予算を補正するとともに、収入及び支出額を実施見込みに合わせて補正するものであり、必要やむを得ないものと認めた。
議案第20号	令和2年度宇部市交通事業会計補正予算(第2回)	原案可決	収入及び支出額を実施見込みに合わせて補正するものであり、必要やむを得ないものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第44号	令和2年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算(第4回)	原案可決	年度内に完了しない見込みとなった1事業について、地方自治法の規定により、令和3年度へ繰り越すものであり、必要やむを得ないものと認めた。
報告第1号	専決処分を報告し、承認を求める件(令和2年度宇部市一般会計補正予算(第9回))	承認	国の主導のもと、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制を確保する、国庫支出金を財源とした新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るものであり、妥当なものと認めるとともに専決処分についても実情やむを得ないものと認めた。